

令和３年度山梨県計画に関する 事後評価

令和５年１１月

山 梨 県

目 次

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無 1

(2) 審議会等で指摘された主な内容 1

2. 目標の達成状況 2

3. 事業の実施状況

【医療分】

〔事業区分4〕医療従事者の確保に関する事業 17

【介護分】

〔事業区分3〕介護施設等の整備に関する事業 18

〔事業区分5〕介護従事者の確保に関する事業 20

1. 事後評価のプロセス

(1) 「事後評価の方法」の実行の有無

☒ 行った

(実施状況)

- ・令和 4年3月16日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 4年5月25日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和 5年3月22日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取
- ・令和 5年5月17日 山梨県医療審議会において意見聴取
- ・令和 5年8月 2日 山梨県地域包括ケア推進協議会において意見聴取

☐ 行わなかった

(行わなかった場合、その理由)

※ 事後評価の実施にあたって、都道府県計画に記載した「事後評価の方法」に記載した事項について、記載どおりの手続きを行ったかどうかを記載。

(2) 審議会等で指摘された主な内容

特になし

2. 目標の達成状況

■山梨県全体

1. 目標

地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられるよう病床の機能分化・連携を進めるほか、地域包括ケアシステムの充実と強化に向けた在宅医療や、住み慣れた地域での生活を支える介護サービス提供体制の構築、これらを支える医療従事者や介護従事者の確保・定着を進めることにより、医療計画 ※1 や介護保険事業支援計画 ※2 に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

※1 「山梨県地域保健医療計画」（平成30年度～令和5年度）
（医療計画の一部である「山梨県地域医療構想」を含む）

※2 「健康長寿やまなしプラン」（令和3年度～令和5年度）

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

地域医療構想を踏まえ、不足する回復期機能への病床転換等を促進するための取組を実施し、病床の機能分化・連携を推進する。

【定量的な目標値】（医療計画に掲げている目標）

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・高度急性期機能 1,178床（H26）→ 535床（R7）
- ・急性期機能 3,914床（H26）→ 2,028床（R7）
- ・回復期機能 928床（H26）→ 2,566床（R7）
- ・慢性期機能 2,348床（H26）→ 1,780床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

高齢化の進展に伴う在宅医療の需要増加に対応するため、在宅医療を担う人材の育成等に取り組み、在宅医療を総合的に推進する。

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140箇所（H27）→ 154箇所（R2）
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20箇所（H27）→ 23箇所（R2）

- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 7 病院 (H28) → 9 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 箇所 (H27) → 56 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 40 箇所 (H27) → 45 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 45 箇所 (H28) → 51 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 83 箇所 (H27) → 92 箇所 (R2)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数 0 箇所 (H29) → 1 箇所以上 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 8 期介護保険事業支援計画等（令和 3 年度～5 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 1,661 床 → 1,835 床
- 認知症高齢者グループホーム 1,139 床 → 1,193 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 29 カ所 → 32 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 5 カ所 → 10 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8 カ所 → 12 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

医師や看護師の偏在解消のための取組を中心に、医療従事者の確保を推進する。

【定量的な目標値】

- 医療施設従事医師数 1,924 人 (H28) → 2,099 人 (R5)
- 就業看護職員数（常勤換算後） 9,830.9 人 (H28) → 10,742.5 人 (R5)
- 養成所等卒業生県内就業率 75.6% (H29) → 75.6% (R5)
- ナースセンター事業再就業者数 430 人 (H28) → 443 人 (R5)
- MFICU 病床数 6 床 (H29) → 6 床 (R5)
- NICU 病床数 30 床 (H29) → 30 床 (R5)

⑤ 介護従事者の確保に関する目標

介護人材の確保・定着を図るため、介護人材の資質向上や介護の仕事の魅力発信、労働環境の改善を図るための事業を推進する。また潜在的な介護人材の確保事業も推進していく。併せて、介護事業所における感染症対策支援事業を実施し、新型コロナウイルス感染症流行下においても介護サービスの提供体制を確保する。

【定量的な目標値】

- 令和 7 年度において必要となる介護人材等の確保及び定着のための取組みと、上記対象事業を実施し人材を確保する。

介護職員数 13,689 人 (R1) → 15,027 (R5)

⑥勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業に関する目標

山梨県においては、2024 年 4 月からの医師に対する時間外労働の上限規制の適用開始に向け、医師の労働時間短縮を強力に進める必要があることから、勤務医の働き方改革の推進の取組を進める。

- 救急医療機関で救急車受入件数 1000 以上 2000 件未満、又は救急車受入件数 1000 件未満で夜間・休日・時間外入院件数が 500 件以上の医療機関において、客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関の増加

2. 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

□山梨県全体（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・ 高度急性期機能 1,178 床 (H26) → 750 床 (R4)
- ・ 急性期機能 3,914 床 (H26) → 3,118 床 (R4)
- ・ 回復期機能 928 床 (H26) → 1,867 床 (R4)
- ・ 慢性期機能 2,348 床 (H26) → 1,892 床 (R4)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 140 箇所 (H27) → 114 箇所以上 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 20 箇所 (H27) → 10 箇所以上 (R2)
在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
7 病院 (H28) → 12 病院 (R4)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 50 箇所 (H27) → 33 箇所以上 (R2)

- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
40 箇所 (H27) → 49 箇所 (R3)
- 在宅療養支援歯科診療所
45 箇所 (H28) → 45 箇所 (R4)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数
83 箇所 (H27) → 155 箇所 (R2)
- 看護師の特定行為指定研修機関の県内設置数
0 箇所 (H29) → 2 箇所 (R4)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設
1,661 床 → 1,661 床
- 認知症高齢者グループホーム
1,139 床 → 1,139 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所
29 カ所 → 29 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
5 カ所 → 5 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
8 カ所 → 8 カ所

④ 医療従事者の確保に関する目標

- 医療施設従事医師数
1,924 人 (H28) → 2,026 人 (R2)
- 就業看護職員数 (常勤換算後)
9,830.9 人 (H28) → 10,350.1 人 (R4)
- 養成所等卒業生県内就業率
75.6% (H29) → 75.2% (R5.3)
- ナースセンター事業再就業者数
430 人 (H28) → 276 人 (R4)
- MFICU 病床数
6 床 (H29) → 6 床 (R4)
- NICU 病床数
30 床 (H29) → 27 床 (R4)

⑤ 介護従事者の確保

- 介護職員数は、令和3年度までに平成28年度から1,000人以上増加したものの、令和7年度までの需給改善に向けては、引き続き介護人材確保の事業に取り組む必要がある。

⑥ 勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業に関する目標

- 救急医療機関で救急車受入件数 1000 以上 2000 件未満、又は救急車受入件数 1000 件未満で夜間・休日・時間外入院件数が 500 件以上の医療機関において、客観的な労働時間管理方法を導入している医療機関数の増加
0 (R2) → 2 (R4)

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数や、ナースセンター事業再就業者数は、現時点では目標に達していない。遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後も更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 介護施設等の看取り環境の整備、介護職員の宿舍整備、簡易陰圧装置の設置により、支援体制の向上が図れた。
- 介護職員の参入促進、資質の向上、魅力ある職場環境の整備を3つの柱として、介護職員の確保対策を進めている。今後も引き続き、介護職員の確保に資する事業を積極的に展開していく。

3. 改善の方向性

【医療分】

- 引き続き在宅医療の充実や医師確保、看護職員の資質向上や離職防止対策を推進し、就業の継続や再就職の支援を行っていく。

【介護分】

- 令和7年度の需給改善に向けて、今後も引き続き、介護職員の確保・定着を進めていく。

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■中北区域

1. 目標

中北区域は、甲府市を中心とする峡中地域に医療資源が集中し、他区域から多くの患者が流入する一方で、北部の峡北地域は医療資源が乏しく、区域内の格差が著しい。

区域全体では、全県的な課題である在宅医療提供体制の確保が課題であるほか、峡中地域以外の他区域からの患者流入等による医療機能不足の解消、峡北地域の医療資源確保等が課題となっている。

令和3年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 1,962床（H26）→ 1,353床（R7）

・回復期機能 263 床 (H26) → 1,227 床 (R7)

・慢性期機能 1,486 床 (H26) → 1,161 床 (R7)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77 施設 (H27) → 86 施設 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12 施設 (H27) → 13 施設 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
3 施設 (H28) → 4 施設 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27 施設 (H27) → 30 施設 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
22 施設 (H27) → 25 施設 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 26 箇所 (H28) → 29 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52 箇所 (H27) → 58 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第8期介護保険事業支援計画等（令和3年度～5年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 792 床 → 879 床
- 認知症高齢者グループホーム 713 床 → 740 床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 カ所 → 7 カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 13 カ所 → 14 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 4 カ所 → 7 カ所

2. 計画期間

令和3年4月1日～令和7年3月31日

□中北区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

➤ 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数

- ・急性期機能 1,962 床 (H26) → 1,753 床 (R4)
- ・回復期機能 263 床 (H26) → 777 床 (R4)
- ・慢性期機能 1,486 床 (H26) → 1,312 床 (R4)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 77 施設 (H27) → 59 箇所以上 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 12 施設 (H27) → 7 箇所以上 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 3 施設 (H28) → 5 病院 (R4)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 27 施設 (H27) → 24 箇所以上 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 22 施設 (H27) → 27 箇所 (R3)
- 在宅療養支援歯科診療所 26 箇所 (H28) → 25 箇所 (R4)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 52 箇所 (H27) → 105 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 792 床 → 792 床
- 認知症高齢者グループホーム 713 床 → 713 床
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 5 カ所 → 5 カ所
- 小規模多機能型居宅介護事業所 13 カ所 → 13 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 4 カ所 → 4 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や退院支援を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。
- 遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後も更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域

医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。

また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■ 峡東区域

1. 目標

峡東区域は、人口当たりで県平均を上回る病院数・病床数を有するが、リハビリテーションを提供する病院が多く、急性期医療を中心に中北区域（峡中地域）への流出患者が多い一方で、リハビリテーション目的の患者の流入が多い区域である。

区域全体では、今後の高齢者の増加を見据え、在宅医療を担う医師の確保、連携体制の構築など在宅医療提供体制の確保・充実等が課題となっている。

令和 3 年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776 床（H26）→ 279 床（R7）
 - ・回復期機能 639 床（H26）→ 978 床（R7）
 - ・慢性期機能 587 床（H26）→ 419 床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28 施設（H27）→ 30 施設（R2）

- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 施設 (H27) → 4 施設 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 2 施設 (H28) → 2 施設 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 11 施設 (H27) → 12 施設 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 7 施設 (H27) → 7 施設 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 9 施設 (H28) → 10 施設 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 17 施設 (H27) → 18 施設 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第 8 期介護保険事業支援計画等（令和 3 年度～5 年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 368 床 → 397 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 6 カ所 → 7 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 1 カ所 → 3 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 1 カ所 → 2 カ所

2. 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日

□ 峡東区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和 7 年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 776 床 (H26) → 503 床 (R4)
 - ・回復期機能 639 床 (H26) → 876 床 (R4)
 - ・慢性期機能 587 床 (H26) → 363 床 (R4)

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 28 施設 (H27) → 25 箇所以上 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 施設 (H27) → 3 箇所以上 (R2)

- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
2 施設 (H28) → 5 病院 (R4)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数
11 施設 (H27) → 3 箇所以上 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
7 箇所 (H27) → 9 箇所 (R3)
- 在宅療養支援歯科診療所
9 箇所 (H28) → 11 箇所 (R4)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数
17 箇所 (H27) → 21 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設
368 床 → 368 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所
6 カ所 → 6 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
1 カ所 → 1 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所
1 カ所 → 1 カ所

2. 見解

【医療分】

- 退院支援を実施する診療所・病院数は、現時点では目標に達していない。
- 遠隔診療体制の整備や医師の働き方改革に伴う勤務環境の改善など、今後も更に対策を進め、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

2. 計画期間

令和3年4月1日～令和7年3月31日

□ 峡南区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
- | | | | |
|--------|-------------|---|------------|
| ・急性期機能 | 310 床 (H26) | → | 251 床 (R4) |
| ・回復期機能 | 26 床 (H26) | → | 35 床 (R4) |
| ・慢性期機能 | 124 床 (H26) | → | 136 床 (R4) |

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- | | |
|----------------------------|---------------------------|
| ➤ 訪問診療を実施する診療所・病院数 | 9 箇所 (H27) → 12 箇所以上 (R2) |
| ➤ 退院支援を実施する診療所・病院数 | 2 箇所 (H27) → 0 箇所以上 (R2) |
| ➤ 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 | 2 病院 (H28) → 2 病院 (R4) |
| ➤ 在宅看取りを実施している病院・診療所数 | 3 箇所 (H27) → 0 箇所以上 (R2) |
| ➤ 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 | 6 箇所 (H27) → 6 箇所 (R3) |
| ➤ 在宅療養支援歯科診療所 | 2 箇所 (H28) → 3 箇所 (R4) |
| ➤ 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 | 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2) |

③ 介護施設等の整備

- 簡易陰圧装置設置経費の支援を行った。

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や在宅看取りを実施している病院・診療所数は、現時点では目標に達していない。
- 今後も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
また、引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

■富士・東部区域

1. 目標

富士・東部区域は、大規模な病院が集積する中北区域に比べ医療資源の面で大きな格差が生じていると同時に、中北区域とは御坂山系等で分断され、自動車でも1～2時間程度離れているという地理的条件があり、他の区域よりも区域内で医療を完結する必要性が高いことから、医療従事者の著しい偏在の解消、在宅医療提供体制の確保等が課題となっている。

令和3年度計画においては、県全体の課題に加え、このような課題の解決に取り組むことにより、医療計画や介護保険事業支援計画に掲げている目標の達成を目指すものとする。

なお、計画に基づき実施する事業ごとの目標については、「3. 計画に基づき実施する事業（1）事業の内容等」に記載する。

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

【定量的な目標値】

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866床（H26）→ 318床（R7）
 - ・回復期機能 0床（H26）→ 259床（R7）
 - ・慢性期機能 151床（H26）→ 117床（R7）

※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要

※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

【定量的な目標値】

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 28 箇所 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 4 箇所 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数 0 病院 (H28) → 1 病院 (R2)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 10 箇所 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数 5 箇所 (H27) → 6 箇所 (R2)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 9 箇所 (R2)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 12 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備に関する目標

地域包括ケアシステムの構築に向けて、第7期介護保険事業支援計画等（令和3年度～5年度）において予定している地域密着型サービス施設等の整備を行う。

【定量的な目標値】

- 地域密着型介護老人福祉施設 358 床 → 416 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 8 カ所 → 9 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 1 カ所

2. 計画期間

令和3年4月1日～令和7年3月31日

□富士・東部区域（達成状況）

1. 目標の達成状況

① 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する目標

- 令和7年に必要となる医療機能ごとの病床数
 - ・急性期機能 866 床 (H26) → 611 床 (R4)
 - ・回復期機能 0 床 (H26) → 179 床 (R4)
 - ・慢性期機能 151 床 (H26) → 81 床 (R4)
- ※ 病床機能報告は、各医療機関が自主的に判断して報告した数であることなど、病床数の比較にあたっては一定の留意が必要
- ※ 高度急性期機能は、区域内での完結を求めるものではないため、県全体のみ目標値を設定

② 居宅等における医療の提供に関する目標

- 訪問診療を実施する診療所・病院数 26 箇所 (H27) → 18 箇所以上 (R2)
- 退院支援を実施する診療所・病院数 3 箇所 (H27) → 0 箇所以上 (R2)
- 在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院の数
0 病院 (H28) → 0 病院 (R4)
- 在宅看取りを実施している病院・診療所数 9 箇所 (H27) → 6 箇所以上 (R2)
- 24 時間体制をとっている訪問看護ステーション数
5 箇所 (H27) → 7 箇所 (R3)
- 在宅療養支援歯科診療所 8 箇所 (H28) → 6 箇所 (R4)
- 訪問薬剤管理指導を実施する事業所数 11 箇所 (H27) → 25 箇所 (R2)

③ 介護施設等の整備

- 地域密着型介護老人福祉施設 358 床 → 358 床
- 小規模多機能型居宅介護事業所 8 カ所 → 8 カ所
- 看護小規模多機能型居宅介護事業所 0 カ所 → 0 カ所
- 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 2 カ所 → 2 カ所

2. 見解

【医療分】

- 訪問診療や在宅看取りを実施している病院・診療所数や、在宅療養後方支援病院及び在宅療養支援病院数は、現時点では目標に達していない。
- 今後も更に対策を進め、引き続き、目標達成に向けた取組を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

3. 改善の方向性

【医療分】

- 病床の機能転換については、引き続き医療機関に対し補助金の周知等を行い、地域医療構想の達成に向けた取り組みを推進していく。
- 引き続き在宅医療の充実を図るための事業を推進していく。

【介護分】

- 県全体と同じ

4. 目標の継続状況

- ☒ 令和5年度計画にも当該目標に関連した目標を掲げている。
- ☐ 令和5年度計画には当該目標に関連した目標は掲げていない。

3. 事業の実施状況【医療分】

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.12（医療分）】 救急搬送受入支援事業	【総事業費】 39,604 千円
事業の対象となる区域	県全体	
事業の実施主体	最終受入医療機関	
事業の期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	本県では救急専門医の人数が少ないため、救急搬送において搬送先の医療機関を速やかに決定するなど円滑な受入体制を構築することにより、救急専門医の負担を軽減し人材を確保する必要がある。	
	アウトカム指標：救急専門医 20 名（R 元） → 21 名（R3）	
事業の内容（当初計画）	患者の疾病別の搬送のルール化や最終受入医療機関の継続的な確保など救急患者の受入体制を整備することにより、受入医療機関の医師のスキルアップを図るとともに、救急専門医の負担を軽減し人材の確保を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	救急搬送受入困難事例の対象となる救急搬送 1 件あたりの平均受入要請回数 1.5 回（H30） → 1.4 回（R3）	
アウトプット指標（達成値）	救急搬送受入困難事例の対象となる救急搬送 1 件あたりの平均受入要請回数 1.5 回（H30） → 1.7 回（R4）	
事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標： 救急専門医 20 名（R 元） → 29 名（R4）	
	（1）事業の有効性 R4 年度のアウトプット指標については、新型コロナウイルス感染症の影響により目標値を 0.3 上回ったものの、最終受入医療機関の継続的な確保により、救急専門医の負担軽減は確実に図られている。 （2）事業の効率性 患者の状況等に応じた搬送医療機関への搬送をルール化し、それに従い救急搬送を実施したことにより、効率的に事業を実施することができた。	
その他		

3. 事業の実施状況（介護分）

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【No. 1（介護分）】 山梨県介護施設等整備事業	【総事業費】 379,778 千円
事業の対象となる区域	中北、峡東、富士・東部区域	
事業の実施主体	山梨県全域	
事業の期間	令和3年4月1日～令和6年3月31日 ☑継続 / ☐終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が住み慣れた地域において、安心して生活を継続できる体制の構築を図る	
	アウトカム指標：令和5年度末における施設・居住系サービスの入所定員総数 10,234 人	
事業の内容（当初計画）	①地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う。	
	整備予定施設等	
	小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2カ所
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所
事業の内容（当初計画）	②介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対して支援を行う。	
	整備予定施設等	
	小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	2カ所
	看護小規模多機能型居宅介護事業所	1カ所
事業の内容（当初計画）	③特別養護老人ホーム及び併設されるショートステイ用居室のプライバシー改修	
	④簡易陰圧装置設置支援	
	⑤介護施設等の看取り環境の整備	
	⑥介護職員の宿舎施設整備	
	⑦介護付き有料老人ホームの整備	
事業の内容（当初計画）	⑧大規模修繕の際にあわせて行う介護ロボット・ICTの導入	
	地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。（健康長寿やまなしプラン:令和2年度～令和5年度）	
	・地域密着型特別養護老人ホーム 1,661床(59カ所) →1,835床(65カ所)	
	・認知症グループホーム 1,139床(77カ所) →1,193床(80カ所)	

	・小規模多機能型居宅介護事業所 29カ所 → 32カ所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 5カ所 → 10カ所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 8カ所 → 12カ所
アウトプット指標（達成値）	・介護施設等の看取り環境の整備 1カ所 ・介護職員の宿舎整備 2カ所 ・簡易陰圧装置の設置 17カ所
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：山梨県内の介護保険施設における看取り環境の整備、介護人材確保のための介護職員の宿舎整備、感染拡大防止のための簡易陰圧装置の設置 ○観察できなかった → 看取り環境の整備、介護人材の確保の具体的数値を算出することができない。高齢者施設でのクラスターは発生した。 （１）事業の有効性 看取り環境の整備や、介護職員の宿舎整備、簡易陰圧装置の設置による感染拡大防止のための環境整備は整った。 （２）事業の効率性 県公共事業に準じた手続きにより適正に施設環境整備等が行われた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.3（介護分）】 介護の魅力発信プロジェクト事業（介護アンバサダー設置等）	【総事業費】 9,945 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着	
事業の内容（当初計画）	介護保険施設に勤務する現職の介護職員から選考された介護アンバサダー（大使）が、学校訪問やイベント等を通じて、啓発資材も活用し広く県民に介護の魅力ややりがいを伝え、介護人材の確保・定着を促進する。 また、介護職員のモチベーション向上を図るために優良介護職員の表彰を行うとともに、介護施設・事業所における優れた仕組みを評価する認証評価制度を創設する。 介護アンバサダーの選出や優良介護職員の対象者の検討を行うため、魅力発信プロジェクト実行委員会を開催する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・介護アンバサダーの研修会への参加（5回） ・介護アンバサダー等の出張講座（6回） ・魅力発信プロジェクト実行委員会の開催（4回）	
アウトプット指標（達成値）	R4 達成済 ・新入介護職員合同入職式の開催（新型コロナウイルスの影響により開催中止） ・新入介護職員研修会の実施（1回、35人） ・2年目介護職員研修会の実施（1回、28人） ・3年目介護職員研修会の実施（1回、29人） ・中途採用介護職員研修会の実施（1回、12人） ・学校訪問（2回、78人（上野原中）、14人（鵜沢小）） ・介護労働講習（1回、20人）	

事業の有効性・効率性	事業終了後 1 年以内のアウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着 ○観察できなかった →理由：山梨県内の介護保険施設等における就職・離職状況を確認する体制が整備されていないため、人材確保・定着についての具体的数値を算出することができない。 代替指標：研修会の参加者数が合同入職式参加者数と同数以上とする（新入介護職員の定着）ことを目標としていたが、合同入職式が新型コロナウイルスの影響により開催中止となったため、指標確認ができなかった。 （１）事業の有効性 合同入職式、研修会において介護現場での悩みや問題を共有することにより、同期入職者同士の連帯感の醸成と施設間の連携強化が図られた。 （２）事業の効率性 県内の介護保険施設等に精通している公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に事業を委託することにより、効率的な事業周知と事業実施が図られた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.4（介護分）】 介護の魅力発信プロジェクト事業 （合同入職式等開催）	【総事業費】 567 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日 ☐ 継続 / ☒ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。 アウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着	
事業の内容（当初計画）	新卒の介護職員を対象に合同入職式を開催することで、動悸入職者同士の連帯感を醸成する。 新人職員から3年目職員を対象としたフォローアップ研修会や意見交換会を実施することにより、早期離職の防止を図る。また、中途採用者は、新卒者と状況が異なるため、別途中途採用者を対象とした意見交換会を実施する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・新人職員、入職2年目職員、3年目職員を対象に研修会及び意見交換会を実施（4回） ・中途採用者を対象に意見交換会を実施（1回）	
アウトプット指標（達成値）	・新入介護職員合同入職式の開催（新型コロナウイルスの影響により開催中止） ・新入介護職員研修会の実施（1回、35人） ・2年目介護職員研修会の実施（1回、28人） ・3年目介護職員研修会の実施（1回、29人） ・中途採用介護職員研修会の実施（1回、12人） ・学校訪問（2回、78人（上野原中）、14人（鰍沢小）） ・介護労働講習（1回、20人）	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標：山梨県内で必要とされる介護人材の確保・定着 ○観察できなかった → 理由：山梨県内の介護保険施設等における就職・離職状況を確認する体制が整備されていないため、人材確保・定着についての具体的数値を算出することができない。 代替指標：研修会の参加者数が合同入職式参加者数と同数	

	以上とする（新入介護職員の定着）ことを目標としていたが、合同入職式が新型コロナウイルスの影響により開催中止となったため、指標確認ができなかった。
	（１）事業の有効性 合同入職式、研修会において介護現場での悩みや問題を共有することにより、同期入職者同士の連帯感の醸成と施設間の連携強化が図られた。 （２）事業の効率性 県内の介護保険施設等に精通している公益財団法人介護労働安定センター山梨支部に事業を委託することにより、効率的な事業周知と事業実施が図られた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.5（介護分）】 求人・求職のマッチング機能強化事業	【総事業費】 9,230 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：2025年度までに511人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	福祉・介護職の入職への人材確保を図るとともに、求職者の多様なニーズに伴う就労条件を把握し、きめ細かなマッチングを行い、人材定着を支援する。 ・キャリア支援専門員の配置 2名配置 ・求職者支援活動（ハローワーク訪問活動） ・求人・求職開拓活動	
アウトプット指標（当初の目標値）	・マッチングによる雇用創出目標数 各年度33名	
アウトプット指標（達成値）	マッチングによる雇用創出数 令和3年度2名、令和4年度6名	
事業の有効性・効率性	マッチングによる雇用創出数 令和3年度2名、令和4年度6名	
	（1）事業の有効性 ハローワーク内における就職セミナーの開催や、地域のニーズを反映した地域別就職相談会の実施、また民間企業が実施する就職フェアへのブースの出展など、きめ細やかな支援を行うことにより、福祉・介護人材の確保が期待される。 （2）事業の効率性 ハローワークと共催で就職セミナーや社会福祉施設見学会を実施するなど、効率的な事業執行に努めている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.6（介護分）】 福祉・介護人材キャリアパス支援事業	【総事業費】 5,031 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県社会福祉協議会）	
事業の期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する2025年を見据え、介護人材の確保・定着を図る。 アウトカム指標：2025年度までに511人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	福祉・介護職員等へのキャリアパスを支援するとともに、定着促進を図る。 ・キャリアパス支援研修 ・キャリア形成技術指導事業 ・研修事業専門員の配置	
アウトプット指標（当初の目標値）	・職員育成キャリアパス支援研修受講修了目標数 130 人 ・キャリア形成技術指導事業受講修了者 100 人	
アウトプット指標（達成値）	令和4年度 ・職員育成キャリアパス支援研修受講者 78 人 ・キャリア形成技術指導事業受講者 46 人	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 ハローワーク内における就職セミナーの開催や、地域のニーズを反映した地域別就職相談会の実施、また民間企業が実施する就職フェアへのブースの出展など、きめ細やかな支援を行うことにより、福祉・介護人材の確保が期待される。 （２）事業の効率性 ハローワークと共催で就職セミナーや社会福祉施設見学会を実施するなど、効率的な事業執行に努めている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.7（介護分）】 主任介護支援専門員養成研修事業	【総事業費】 896 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県（委託先：山梨県介護支援専門員協会）	
事業の期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	他の介護支援専門員への指導助言を行う主任介護支援専門員を養成するため、ケアマネジメントプロセス等介護支援専門員業務について経験を持つ専門性の高い指導者を確保する必要がある。	
	アウトカム指標：介護支援専門員業務に精通し、専門性の高い主任介護支援専門員の確保を図る。	
事業の内容（当初計画）	介護支援専門員への専門的な助言を行い、地域包括ケアシステム構築の役割を担う主任介護支援専門員の養成を行う。	
アウトプット指標（当初の目標値）	主任介護支援専門員研修 令和元年度 実施回数 2 コース、修了者数 83 名 令和2年度 実施回数 1 コース、修了者数 27 名 令和3年度 実施回数 1 コース、修了者数 33 名 令和4年度 実施回数 1 コース、修了者数 46 名	
アウトプット指標（達成値）	事業終了後1年以内のアウトカム指標： 主任介護支援専門員研修修了者数 平成30年度末 505 名、令和元年度末 588 名 令和2年度末 615 名、令和3年度末 648 名 令和4年度末 694 名	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 地域包括ケアシステムの構築に向けて、利用者の自立支援に資するケアマネジメントなど個別支援を通じた地域づくりを实践でき、他の介護支援専門員に対する助言や指導など人材育成等の役割を担う主任介護支援専門員を養成することができた。 （2）事業の効率性 他の介護支援専門員への助言や指導の役割を果たせる主任介護支援専門員を養成できるよう、委託先において効率的な研修実施に努めた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.8（介護分）】 介護支援専門員資質向上事業	【総事業費】 7,534 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県 山梨県介護支援専門協会へ委託	
事業の期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護支援専門員の人員確保を図るなか、介護支援専門員実務研修等を受講しなければ、介護支援専門員の資格を取得できず、実務に就くことができない。	
	アウトカム指標：県が研修を実施することで、県登録の介護支援専門員の人員確保及び実務に従事する介護支援専門員の資質向上を図る。	
事業の内容（当初計画）	（1）介護支援専門員実務研修（法定研修）事業 介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者に、ケアマネジメントに関する基本を習得し、多職種と協働・連携しながら専門職としての役割を果たせるよう能力の向上を図る。 （2）介護支援専門員更新研修（法定研修）事業 介護支援専門員証の有効期限が1年未満に満了する者を対象に、研修受講の機会を確保することにより、ケアマネジメントについて再度必要な視点や手法を習得し、専門職としての能力の保持と向上を図る。 （3）介護支援専門員再研修（法定研修）事業 介護支援専門員証の有効期間が失効している者が、再度実務に従事するため、ケアマネジメントに関する基本を再認識し、多職種と協働・連携しながら専門職としての役割を果たせるよう能力の向上を図る。 （4）介護支援専門員専門研修（法定研修）事業 ①実務就業後6か月以上の介護支援専門員（専門研修Ⅰ）、②就業後3年以上の介護支援専門員（専門研修Ⅱ）を対象に、各々のキャリアに応じたケアマネジメントプロセスの再確認や社会資源・各サービスの特性等の理解を深め、高齢者の自立支援に資するサービス提供を行うために必要な研修を実施し、専門職としての能力の向上を図る。	

アウトプット指標（当初の目標値）	（１）介護支援専門員更新研修（法定研修）事業 ・実施回数 各年度 1 コース・受講人数 各年度 35 名 （２）介護支援専門員専門研修（法定研修）事業 ・実施回数 各年度・各研修 1 コース ・受講人数 専門研修Ⅰ H27 年度 130 名、H28 年度以降各年度 110 名 専門研修Ⅱ H27 年度 300 名、H28 年度以降各年度 280 名 （３）介護支援専門員実務研修（法定研修）事業 ・実施回数 各年度 1 コース ・受講人数 各年度 210 名 （４）介護支援専門員再研修（法定研修）事業 ・実施回数 各年度 1 コース ・受講人数 各年度 40 名
アウトプット指標（達成値）	○R4 研修実施回数及び受講者数 （１）介護支援専門員実務研修（法定研修）事業 各年度 1 コース、53 人 （２）介護支援専門員更新研修（法定研修）事業 各年度 1 コース、46 人 （３）介護支援専門員再研修（法定研修）事業 各年度 1 コース、33 人 （４）介護支援専門員専門研修（法定研修）事業 各年度 1 コース、更新研修Ⅰ 75 人、更新研修Ⅱ 234 人
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 地域包括ケアシステムの中で、自立支援に資するケアマネジメントが実践できる介護支援専門員を養成することができた。 （２）事業の効率性 各経験熟度に応じた研修を実施し、指定研修実施機関において実践能力を高める研修実施が効率的に行われた。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.9（介護分）】 認知症対応型サービス事業者等研修事業	【総事業費】 148 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	(1)・(2)・(3)・(5) 介護労働安定センターに委託 (4) 認知症介護研究・研修大府センターに委託	
事業の期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	他の介護支援専門員への指導助言を行う主任介護支援専門員を養成するため、ケアマネジメントプロセス等介護支援専門員業務について経験を持つ専門性の高い指導者を確保する必要がある。 アウトカム指標：介護支援専門員業務に精通し、専門性の高い主任介護支援専門員の確保を図る。	
事業の内容（当初計画）	(1) 認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 認知症介護サービス事業開設者に対して、開設者としてサービス事業を管理・運営していくための知識・技術の習得を目的とするための研修を実施する。 (2) 認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 認知症対応型通所介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所、認知症対応型共同生活介護事業所及び複合型サービス事業所を管理・運営していくために必要な知識及び技術の習得を目的とするための研修を実施する。 (3) 小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業 小規模多機能型居宅介護事業所及び複合型サービス事業所の計画作成担当者となる者が、小規模多機能型居宅介護計画を適切に作成する上で必要な知識・技術の習得を目的とするための研修を実施する。 (4) 認知症介護指導者養成研修事業（フォローアップ研修） 認知症介護指導者に対し、最新の認知症介護に関する高度な専門的知識及び技術を習得させるとともに、高齢者介護実務者に対する研修プログラム作成方法及び教育技術の向上を図るため研修を実施する。 (5) 認知症介護基礎研修事業	

	認知症ケアに携わる者が、その業務を遂行する上で必要な基礎的な知識・技術を身につけ、チームアプローチに参画する一員として基礎的なサービス提供が行うことができるようにするための研修を実施する。
アウトプット指標（当初の目標値）	1）認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 ・実施回数 1 コース（講義・演習 2 日間） ・受講者数 10 名 （2）認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 ・実施回数 1 コース（講義・演習 2 日間） ・受講者数 40 名 （3）小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業 ・実施回数 1 コース（講義・演習 2 日間） ・受講者数 20 名 （4）認知症介護指導者養成研修事業（フォローアップ研修） ・受講者数 指導者 2 名（講義・演習 5 日間） （5）認知症介護基礎研修事業 ・実施回数 1 コース（講義・演習 1 日間） ・受講者数 72 名
アウトプット指標（達成値）	○R4 研修実施回数及び受講者数 （1）認知症対応型サービス事業者開設者研修事業 ・実施 1 回・修了者数 0 名 （2）認知症対応型サービス事業者管理者研修事業 ・実施 1 回・修了者数 23 名 （3）小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修事業 ・実施 1 回・修了者数 14 名 （4）認知症介護指導者養成研修事業（フォローアップ研修） ・修了者数 0 名 （5）認知症介護基礎研修事業 ・令和 3 年度から e ラーニング
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 事業所の代表者・管理者・計画作成担当者になることが予定される者に対し、認知症介護に関する基礎的な知識及び認知症対応型サービス事業所の運営に必要な知識を習得させた。 （2）事業の効率性

	令和３年度から研修体系がeラーニングとなり、各施設が直接、それぞれの事業所にて申込み・受講可能となった。
その他	

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.13（介護分）】 介護ロボット導入支援事業	【総事業費】 4,478 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する 2025 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：2025 年度までに 511 人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	介護施設の管理者等が雇用管理改善の一環として介護ロボット導入計画を策定して介護ロボットの導入を行う取り組みを支援する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	介護ロボット導入支援事業による導入事例を作成し、周知することで、介護ロボット導入を促進する。	
アウトプット指標（達成値）	介護ロボットの導入実績 令和3年度 57 機器 令和4年度 166 機器（3 施設）	
事業の有効性・効率性	令和3年度 介護時間の短縮：5 施設中 4 施設 直接・関節負担の軽減：5 施設中 5 施設 介護従事者満足度：5 施設中 5 施設 利用者の満足度：5 施設中 4 施設 令和4年度 事故の未然防止：2 施設 職員の肉体的：2 施設 職員の精神的負担の低減：1 施設	
	（1）事業の有効性 当事業は現在技術開発途上の介護ロボットの導入を支援しようとする先駆的な取り組みであり、介護事業所も製品価格の推移など様子見の状態であるが、今後介護ロボットの技術開発の進展や低価格化などから、介護事業所の積極的な取り組みが期待できる。 （2）事業の効率性 導入事例をホームページに掲載することにより、事業者の導入計画を立てやすいように努めている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.14（介護分）】 I C T 導入支援事業	【総事業費】 6,000 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	団塊の世代が後期高齢者となり介護サービス需要が増大する 2025 年を見据えつつ、必要な介護従事者の確保・定着を図る。	
	アウトカム指標：I C T の促進により労働環境の改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	介護事業所の I C T 化のための介護ソフトやタブレット端末等の購入費用を助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	I C T 導入支援事業による導入事例を作成し、周知することで、介護事業所の I C T 導入を促進する。	
アウトプット指標（達成値）	I C T 導入事業所数 令和3年度：7事業所、令和4年度：5事業所	
事業の有効性・効率性	令和3年度 全体の業務量の減少：7事業所中6事業所 令和4年度 全体の業務量の減少：4事業所	
	（1）事業の有効性 I C T の活用による介護事業所の業務効率化は、介護人材不足への方策として期待できる。また、業務効率化により、介護職員の負担軽減が図られることで、介護職員の離職防止も期待される。 （2）事業の効率性 比較的知名度の高い介護ロボット導入支援事業と併せて、I C T 導入支援事業の取組を紹介することで、より多くの介護事業所に周知することができた。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.15（介護分）】 新型コロナウイルス感染症流行下のサービス提供体制確保事業	【総事業費】 6,898 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県	
事業の期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	新型コロナウイルス感染症により、介護施設等で働く職員が不足した場合であっても、高齢者の生活維持にとって必要不可欠な介護サービスの提供が求められる。 アウトカム指標：新型コロナウイルス感染症流行下において、介護保健施設等のサービス継続を図る。	
事業の内容（当初計画）	新型コロナウイルスの感染者が多数発生した介護保険施設等に他の介護保険施設等から応援職員を派遣し、介護保険施設等のサービス提供を継続する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	介護保健施設等において新型コロナウイルス感染症による感染者が多数発生した場合、他の介護保健施設等から応援職員を派遣する。	
アウトプット指標（達成値）	令和3年4月、新型コロナウイルス感染症による感染者が多数発生した介護保険施設等において、他の介護保険施設等から応援職員を派遣した。その後も、人員が不足する間は、職員の派遣について依頼があったことから、順次、職員の派遣を行いサービスの提供を継続した。 R4 実績 ■介護職員派遣：派遣施設3件、派遣した施設9件、派遣した職員数延べ21人 ■看護職員派遣：派遣施設3件、派遣日数10日間、派遣した職員延べ18人	
事業の有効性・効率性	（1）事業の有効性 本事業により新型コロナウイルス感染症流行下において、介護保険施設等のサービス継続を図ることができた。 （2）事業の効率性 派遣できる職員を事前登録制とすることで、調整・利用しやすいように努めている。	

その他	
-----	--

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.16（介護分）】 介護分野就職支援金貸付事業	【総事業費】 5,039 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県社会福祉協議会	
事業の期間	令和3年4月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	介護人材は慢性的な人手不足に加え、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策等のために業務が増大し、人手不足がさらに深刻化している。	
	アウトカム指標：幅広い人材の介護分野への参入を促進するとともに、2025年度までに511人の介護従事者の供給改善を図る。	
事業の内容（当初計画）	他業種で働いていた又は無職等の者であって、介護職員初任者研修を修了した者に対して、介護分野における介護職員として従事するための就職支援金を貸付する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	貸付人数 20 人	
アウトプット指標（達成値）	貸付人数 令和3年度 2名、令和4年度 12名	
事業の有効性・効率性	介護分野への就職者数：2名	
	（1）事業の有効性 本事業により、介護分野への就職者数が2名増加した。 （2）事業の効率性 他の貸付事業を行っている山梨県社会福祉協議会に委託することにより、原資の管理、貸付事務を効率的に行っている。	
その他		

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	【No.17（介護分）】 介護サービス事業所・施設における感染症対策支援事業費	【総事業費】 82,745 千円
事業の対象となる区域	山梨県全域	
事業の実施主体	山梨県、事業受託事業者	
事業の期間	令和3年10月1日～令和5年3月31日 ☒ 継続 / ☐ 終了	
背景にある医療・介護ニーズ	新型コロナウイルス感染症に対応するためにかかり増した経費の上乗せ措置期限を迎えたが、国内の感染状況が収束しておらず、県内の介護事業所から、施設の健全運営と適切なサービス提供のために財政援助を要望する声が上がっている。	
	かかり増し経費の助成件数：県内の介護サービス事業所・施設数 4,266 件	
事業の内容（当初計画）	新型コロナウイルス感染症対策について、そのかかり増し経費を、基本報酬の 0.1%特例の対象としていた介護サービス事業所・施設に対して助成する。	
アウトプット指標（当初の目標値）	・介護サービス事業所・施設が新型コロナウイルス感染症に対応する備えを十分に行うことで、クラスターの発生が防止される。 ・施設の運営状況が安定し、高齢者等への適切なサービス提供が継続される。	
アウトプット指標（達成値）	令和3年度実績 支給件数 1,253 事業所 令和4年度実績 支給件数 436 事業所	
事業の有効性・効率性	（１）事業の有効性 令和3年度の介護報酬改定による上乗せ措置（令和3年9月末期限）以降も、基金を活用として、県内の介護事業所の安定した運営状況を支え、高齢者等への適切なサービス提供を継続した。 （２）事業の効率性 介護保険施設等における感染症に対するかかり増し経費について支援を行うことで、介護サービス事業所・施設が新型コロナウイルス感染症に対応する備えを十分に行うことができ、クラスターの発生が防止される。	
その他		